

様式第8号(刑訴第198条)

供 述 調 書

本 籍

住 居

(電話

(携帯

職 業 会社顧問(大川原化工機株式会社)

氏 名 相嶋 静夫(あいしま しずお)

生(歳)

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、令和2年3月11日、警視庁公安部外事第一課において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

1 弊社としては、噴霧乾燥器の輸出規制開始にあたり、本来、輸出規制条件に照らした該非判定の判断基準を明確に示し、また、不明な点があれば経済産業省に確認した上で対応するなど、適正な輸出管理に務めるべきでした。

2 先程、述べられた要旨を確認し、事案概要の説明も受けましたが、この案件は、平成28年6月2日、中華人民共和国のドイツに本社がある化学会社へ

弊社製噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」1セット

を経済産業大臣の許可を受けないで無許可で輸出したものです。

改めて、噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」を輸出規制要件に照らして、その該当性について話します。

噴霧乾燥器の輸出規制要件は、

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの
イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上40.0
キログラム以下のもの
ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造する
ことが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で
平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造するこ
とが可能なもの
ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる
もの
の3つですが、先ず、イとロについて
RL-5シリーズは、最大水分蒸発量が7kg/hであり、また、微
粒化装置が数ミクロンを保証するRJノズル仕様の噴霧乾燥器で
すので、平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造する
ことが可能
となり、輸出規制要件のイとロに該当することは明らかです。
また、ハについては、
「殺菌」という言葉がある以上、該当の可能性がある
と思っていました。
よって、この[]案件の噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」は、
経済産業省に輸出許可申請
しておけば良かったです。
相嶋 静夫 []
以上のとおり録取して読取聞かせた上、読 [] 売

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

させたところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外
に指印した上、末尾に署名指印した。

前 同 日

警視庁公安部外事第一課

司法警察員

警部補

立会補助者

警視庁公安部外事第一課

司法警察員

警 視 庁